

廃炉発官 R 8 第48号
令和 8 年 6 月 2 4 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき、別紙の通り、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

6号機使用済燃料プール及び使用済燃料共用プールに貯蔵している新燃料を発電所外に搬出するため、下記の通り変更を行う。

Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備

2 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画

2.28 5・6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備

本文

- ・4号機新燃料の搬出に伴う記載の追加

添付資料－5

- ・4号機新燃料の搬出に伴う新規記載

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第5章 燃料管理

第34条

- ・4号機新燃料の搬出に伴う記載の追加

附則

- ・4号機新燃料の搬出に伴う記載の追加
- ・1号大型カバー換気設備の運用開始に伴う記載削除
- ・非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物の構外搬出開始に伴う記載削除
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う記載削除

第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第5章 燃料管理

第79条

- ・ 4号機新燃料の搬出に伴う記載の変更

第80条

- ・ 4号機新燃料の搬出に伴う記載の変更

附則

- ・ 4号機新燃料の搬出に伴う記載の追加
- ・ 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物の構外搬出開始に伴う記載削除
- ・ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う記載削除

以 上

別添

2.28 5・6号機 燃料取扱系及び燃料貯蔵設備

2.28.1 系統の概要

燃料取扱系は、新燃料を原子炉建屋最上階（オペレーティングフロア）に搬入してから炉心に装荷するまで及び新燃料・使用済燃料を炉心から移動し原子炉建屋最上階から搬出するまでの取扱いを行う。

燃料取扱系及び燃料貯蔵設備は、燃料交換機、原子炉建屋天井クレーン、使用済燃料プール、新燃料貯蔵設備で構成される。（添付資料－1，2 参照）

[系統の現況]

燃料取扱系及び燃料貯蔵設備の系統機能は、復旧済みである。

2.28.2 要求される機能

燃料交換機は燃料を所定の位置まで移動できること及び燃料つかみ機の動力源が喪失した場合、安全側に動作し燃料を落下することが無いこと。また、燃料移動時は一定の水深（水面から燃料上端まで）を維持できること。

原子炉建屋天井クレーンは構内用輸送容器・新燃料を所定の位置まで移動できること及び電源喪失時に安全側に動作し重量物が落下することが無いこと。

2.28.3 主要な機器

(1) 5号機

a. 燃料取扱系

(a) 燃料交換機

燃料交換機については、以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。
建設時第13回工事計画軽微変更届出書（総官第237号 昭和50年6月20日届出）

(b) 原子炉建屋天井クレーン

原子炉建屋天井クレーンについては、以下の工事計画認可申請書等により確認している。

建設時第12回工事計画認可申請書（49資庁第2326号 昭和49年4月26日認可）

建設時第13回工事計画軽微変更届出書（総官第237号 昭和50年6月20日届出）

b. 燃料貯蔵設備

(a) 使用済燃料プール

使用済燃料プールについては、以下の工事計画認可申請書等により確認している。

工事計画認可申請書(53資庁第12306号 昭和53年12月9日認可)

工事計画軽微変更届出書(総文発官53第1413号 昭和54年1月20日届出)

(b)新燃料貯蔵設備

新燃料貯蔵設備については、以下の工事計画認可申請書により確認している。

建設時第8回工事計画認可申請書(48公第8194号 昭和49年1月7日認可)

(2) 6号機

a. 燃料取扱系

(a)燃料交換機

燃料交換機については、以下の工事計画軽微変更届出書により確認している。

建設時第22回工事計画軽微変更届出書(総官第1788号 昭和53年3月23日届出)

(b)原子炉建屋天井クレーン

原子炉建屋天井クレーンについては、以下の工事計画変更認可申請書等により確認している。

建設時第23回工事計画変更認可申請書(53資庁第7314号 昭和53年7月11日認可)

建設時第22回工事計画軽微変更届出書(総官第1788号 昭和53年3月23日届出)

b. 燃料貯蔵設備

(a)使用済燃料プール

使用済燃料プールについては、以下の工事計画変更認可申請書により確認している。

建設時第23回工事計画変更認可申請書(53資庁第7314号 昭和53年7月11日認可)

(b)新燃料貯蔵設備

新燃料貯蔵設備については、以下の工事計画変更認可申請書により確認している。

建設時第23回工事計画変更認可申請書(53資庁第7314号 昭和53年7月11日認可)

2. 28. 4 構造強度及び耐震性

構造強度及び耐震性については、以下の工事計画認可申請書等により確認している。

(1) 5 号機

建設時第 8 回工事計画認可申請書(48公第8194号 昭和49年1月7日認可)

建設時第 1 2 回工事計画認可申請書(49資庁第2326号 昭和49年4月26日認可)

工事計画認可申請書(53資庁第12306号 昭和53年12月9日認可)

建設時第 1 3 回工事計画軽微変更届出書(総官第237号 昭和50年6月20日届出)

(2) 6 号機

建設時第 1 1 回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可)

建設時第 2 1 回工事計画変更認可申請書(53資庁第1730号 昭和53年3月28日認可)

建設時第 2 3 回工事計画変更認可申請書(53資庁第7314号 昭和53年7月11日認可)

建設時第 1 8 回工事計画軽微変更届出書(総官第966号 昭和52年10月15日届出)

2. 28. 5 添付資料

添付資料－ 1 使用済燃料プールにおける漏えいの監視方法，遮へい機能及び臨界未満の維持について

添付資料－ 2 燃料取扱い時の燃料落下防止について

添付資料－ 3 4 号機から 6 号機への新燃料受入について

添付資料－ 4 6 号機使用済燃料プールに貯蔵中の新燃料気中引き上げ及び新燃料貯蔵設備における貯蔵について

添付資料－ 5 6 号機使用済燃料プールに貯蔵中の 4 号機新燃料の 6 号機新燃料貯蔵設備における貯蔵について

6号機使用済燃料プールに貯蔵中の4号機新燃料の
6号機新燃料貯蔵設備における貯蔵について

6号機に貯蔵されている4号機の新燃料については、福島第一原子力発電所構外への搬出を実施するにあたり、その準備として、使用済燃料プールから新燃料貯蔵設備へ事前に移動することを予定している。4号機の燃料は6号機の燃料と燃料体設計が異なること及び4号機の燃料は一部ガレキが混入していることから、以下の通り検討を行った。

1. 燃料集合体の取扱い・汚染について

4号機の燃料は6号機の燃料と燃料体設計が異なることから、その取扱いを検討した。その結果、燃料集合体の総質量、全長、断面寸法が同一であり、6号機において4号機の燃料体を取扱うことに影響がないことを確認した。また、6号機使用済燃料プールに貯蔵していた4号機の新燃料は、一部ガレキが混入し、さらに、炉水・使用済燃料プール中に含まれているクラッドが燃料表面に付着することで汚染されていることが予想される。このため引き上げ時に表面線量を測定し、散水除染することで表面汚染を低減する。引き上げ後は、原子炉建屋天井クレーンで1体ずつ運び新燃料貯蔵設備に収納する。この時、新燃料貯蔵設備から新燃料を取り出して使用済燃料プールに移す通常の経路を逆に運ぶことで通常と同様に取扱いができる。原子炉建屋天井クレーンは燃料取扱設備として落下防止措置が施されており取扱い時に落下させる恐れはない。また、新燃料は1体ずつビニール養生を施すことで汚染拡大防止に努める。

(Ⅱ. 2. 28 添付資料－2 参照)

2. 新燃料貯蔵設備における未臨界維持について

4号機と6号機の新燃料貯蔵設備の未臨界性について、燃料貯蔵上の未臨界性を評価するための燃料条件である無限増倍率 k_{∞} （中性子漏えいがない状態を仮定した場合の燃料集合体配置における中性子増倍率）が両号機のどちらの貯蔵設備も1.30を仮定している。よって、4号機の燃料を6号機新燃料貯蔵設備に貯蔵する場合でも実効増倍率の評価結果に影響を与えず、未臨界は維持される。また、使用済燃料プールから引き上げた新燃料とともに表面に付着した水分が新燃料貯蔵設備に持ち込まれる。しかしながら新燃料貯蔵設備は冠水でも未臨界が維持される設計となっており、未臨界維持に影響はない。

- ・福島第一原子力発電所4号機 建設時第11回工事計画認可申請書(49資庁第18004号 昭和49年11月14日認可)
- ・福島第一原子力発電所4号機 第17回工事計画認可申請書(54資庁第3390号 昭

和54年5月29日認可)

- ・福島第一原子力発電所6号機 建設時第11回工事計画認可申請書(50資庁第14354号 昭和51年4月8日認可)
- ・福島第一原子力発電所6号機 建設時第23回工事計画変更認可申請書(53資庁第7314号 昭和53年7月11日認可)

3. 新燃料貯蔵設備保管中の取扱いについて

4号機の新燃料を新燃料貯蔵設備に貯蔵後、コンクリートハッチ周辺で特別な措置が必要な線量である1 mSv/hを上回っていないことを確認する。仮に上回る場合は1 mSv/h以下となるよう鉛マットで遮へいを実施する。(Ⅲ章第2編第94条の2, 101条, 106条 参照)

第 1 編

(1 号炉， 2 号炉， 3 号炉及び 4 号炉に係る保安措置)

第5章 燃料管理

(新燃料の運搬)

第34条

プール燃料取り出しプログラム部長は、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を構内用輸送容器に収納する場合及び構内用輸送容器から取り出す場合には、次の事項を遵守する。

- (1) 2号炉及び3号炉の使用済燃料プールにおいては、燃料取扱機を使用し、4号炉の使用済燃料プールにおいては、クレーン又は燃料取扱機を使用すること。
- (2) 使用済燃料共用プールにおいては、天井クレーン又は燃料取扱装置を使用すること。
2. プール燃料取り出しプログラム部長は、発電所内において、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料プールにある新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。
 - (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。
 - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
 - (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。
 - (4) 法令に適合する容器に封入すること。
 - (5) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。
3. プール燃料取り出しプログラム部長は、使用済燃料共用プールに貯蔵している4号炉の新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合及び新燃料輸送容器から取り出す場合は、天井クレーンを使用する。
4. プール燃料取り出しプログラム部長は、管理対象区域内において、使用済燃料共用プールに貯蔵している4号炉の新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。
 - (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。
 - (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。
 - (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。
 - (4) 法令に適合する容器に封入すること。
 - (5) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。
5. プール燃料取り出しプログラム部長は、使用済燃料共用プールに貯蔵している4号炉の新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

附 則

附則（ ）

（施行期日）

第 1 条

この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。

附則（令和 8 年 5 月 18 日 原規規発第 2605181 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 42 条の 2 の表 42 の 2-1 における固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については，固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。
3. 添付 1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第 11 棟の管理対象区域図面の変更は，それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和 8 年 2 月 24 日 原規規発第 2602241 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 4 条については，原子力規制委員会の認可を受けた後，配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 12 月 8 日 原規規発第 2512082 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は，それぞれの区域の変更をもって適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 11 月 18 日 原規規発第 2511183 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条及び第 40 条のうち，ゼオライト土嚢等処理設備については，ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし，それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 9 月 8 日 原規規発第 2509082 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 60 条及び第 61 条については、1 号炉原子炉建屋 5 階のエリアモニタ設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 8 月 20 日 原規規発第 2508201 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 61 条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 3 月 28 日 原規規発第 2503282 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 12 月 18 日 原規規発第 24121811 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条及び第 42 条の 2 については、放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 4 月 22 日 原規規発第 2404223 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 2 年 8 月 3 日 原規規発第 2008037 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付 2（管理

対象区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和２年５月２７日 原規規発第 2005271 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第５条、第４０条及び第４２条の２については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- ３．添付１（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付２（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成２８年１２月２７日 原規規発第 1612276 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第４０条の２における水位の監視については、水位計の設置が完了した貯留設備から順次適用する。

附則（平成２５年８月１４日 原規福発第 1308142 号）

（施行期日）

第１条

- ２．第１７条第３項及び第４項の１号炉復水貯蔵タンク水については、運用開始時点から適用する。

第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

第5章 燃料管理

(新燃料の運搬)

第79条

プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉、6号炉の新燃料又は6号炉に貯蔵している4号炉の新燃料を新燃料輸送容器から取り出す場合及び新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。

2. プール燃料取り出しプログラム部長は、管理対象区域内において、5号炉、6号炉の新燃料又は6号炉に貯蔵している4号炉の新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。

(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。

(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。

(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※¹

(4) 法令に適合する容器に封入すること。※¹

(5) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。

3. プール燃料取り出しプログラム部長は、6号炉において、4号炉の新燃料を構内用輸送容器から取り出す場合及び構内用輸送容器に収納する場合は、燃料取替機を使用する。

4. プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉、6号炉の新燃料又は6号炉に貯蔵している4号炉の新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

5. 福島第一炉規則第14条の2第4項を適用している間は、本条は適用とならない。

※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。

(新燃料の貯蔵)

第 8 0 条

プール燃料取り出しプログラム部長は、5 号炉又は 6 号炉に新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。

- (1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料プール（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。
- (2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- (3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること。
- (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じること。

附 則

附則（ ）

（施行期日）

第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

附則（令和8年5月18日 原規規発第2605181号）

（施行期日）

第1条

2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第11棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第11棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第11棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和8年2月24日 原規規発第2602241号）

（施行期日）

第1条

2. 第4条については、原子力規制委員会の認可を受けた後、配電・電路グループの組織変更を行う日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年12月8日 原規規発第2512082号）

（施行期日）

第1条

2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和7年11月18日 原規規発第2511183号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条のうち、ゼオライト土嚢等処理設備については、ゼオライト土嚢等処理設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 7 年 3 月 2 8 日 原規規発第 2503282 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 1 2 月 1 8 日 原規規発第 24121811 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条については、放射性物質分析・研究施設第 2 棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 6 年 4 月 2 2 日 原規規発第 2404223 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図及び添付 2（管理対象区域図）の全体図の変更は、化学分析棟の増床部の運用開始をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 2 年 8 月 3 日 原規規発第 2008037 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 添付 1（管理区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟、添付 2（管理対象区域図）の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（令和 2 年 5 月 2 7 日 原規規発第 2005271 号）

（施行期日）

第 1 条

2. 第 5 条については、大型廃棄物保管庫の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
3. 添付 1（管理区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理区域図面並びに添付 2（管理対象区域図）の全体図及び大型廃棄物保管庫の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」 の変更認可の申請
に関する核セキュリティ及び保障措置への影響について

＜申請書＞

申請件名	1 F 新燃料の搬出
申請概要	4 号機から取り出した新燃料 204 体についての発電所外への搬出に伴い、4 号機新燃料を所外搬出可能とする記載にすること、6 号機新燃料貯蔵庫へ 6 号機使用済燃料プールに貯蔵中の 4 号機新燃料を貯蔵できるよう実施計画変更申請を行う。

上記の申請に関する核セキュリティ及び保障措置への影響の有無についての確認結果を以下に示す。

＜核セキュリティ及び保障措置への影響の有無＞

確認項目		影響の有無	備考
核セキュリティへの影響	① 防護対象の追加等による影響の有無	無	防護対象に追加変更等はないことから影響無し。
	② 侵入防止対策に係る性能への影響の有無	無	防護設備及び監視体制に変更を及ぼすものではないため、侵入防止対策への影響無し。
保障措置への影響	① 設計情報質問表（DIQ:Design Information Questionnaire）への影響の有無	有	燃料輸送に係る変更があるため、影響有り。
	② 査察機器の移設又は新規設置の有無	有	査察機器の新規設置に係る変更があるため、影響有り。
	③ サイト内建物報告の観点から、恒久的な建物・構造物の新設の有無	無	既報告の内容に変更がないため、影響無し。
	④ 既存の査察実施方針への影響の有無	無	既存の IAEA 査察内容（施策）での対応可能。